

「幼児教育推進指針」改訂（案）の概要

今回の指針改訂の主な内容

- （１）教育要領・指針改訂により新たに盛り込まれた内容を反映**
「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現

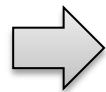
乳児期の子どもの保育に関するねらい及び内容

健やかに伸び伸びと育つ、身近な人と気持ちが通じ合う、身近なものとの関わり感性が育つ
(⇒非認知的能力の育成)

カリキュラム・マネジメント

- （２）認定こども園を対象施設として明記**
- （３）大阪府幼児教育センターの機能を記載**
* 幼児教育アドバイザー育成等により幼児教育推進体制を充実
- （４）幼児期の子どもを巡る新たな課題への対応**

- * 外国にルーツがある子どもが増加
- * 子どもの虐待や貧困の問題



新たな項目を追加

- * 海外から帰国した子どもや
外国にルーツのある子どもの支援
- * 教育・保育を受ける権利の保障